

## 第1回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月9日（金） 午後3時00分

2 開催場所 大原庁舎 3階 301会議室

3 出席委員（13名）

1番 織本 幸一	2番 麻生 等	3番 吉田 良和
4番 高橋 奈緒美	5番 吉清 哲司	6番 鳥山 喜六
7番 岩瀬 俊哉	8番 菰田 賢	9番 松崎 秋夫
10番 福山 博久	11番 吉野 一夫	12番 吉野 一義
13番 中村 好男		

4 欠席委員（0名）

5 提出議案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 ただいまから令和8年第1回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は6つでございます。

最初に、定数の確認をさせていただきます。

本日は委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして織本会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、織本会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号3番 吉田委員、11番 吉野委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明に入る前に議案の訂正がございます。2ページ番号5及び番号6、両申請は先月の総会でも説明いたしましたが、必要な書類の補正がなされていないため提出されてからの審議といたします。よって番号5と番号6の削除をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、譲渡人理由は相続により取得したが耕作出来ないためです。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利のためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、松丸字小万木、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号2、譲渡人理由は相続により取得したが耕作出来ないためです。譲受人理由は所有農地に隣接しており耕作に便利のためです。タケノコを計

画しています。申請土地、松丸字小万木、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は1です。

番号3、譲渡人理由は離農のためです。譲受人理由は新規就農のためです。トマト・玉ねぎ等の季節野菜を計画しています。

申請土地、大野字松ノ木台、地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は2です。譲受人は今回申請地の隣に居宅・倉庫等も一緒に購入しており、今後2拠点で就農するとの事です。

番号4、譲渡人理由は遠方に居住し管理出来ないためです。譲受人理由は自宅に近く耕作しやすいためです。季節野菜を計画しています。

申請土地、作田字北台、地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は3です。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

菰田委員 番号1、2について、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。  
8番 菰田です。

番号1、2とも同じ地区内です。事務局の説明のとおりで問題ないと思います。

議長 次に番号3について、4番 高橋委員の補足説明をお願いいたします。  
高橋委員 4番 高橋です。

新規就農希望者で母屋等も購入して2拠点生活ということです。畑にした  
い所がすぐ始められるようにきれいに整備されておりました。両親がこ  
ちらに移り住むということです。農業を全く知らないようでしたので、農  
林課や農業事務所に聞くと教えてくれるからと声掛けしました。申請に関  
しては問題ないと思います。

議長 次に番号4について、10番 福山委員の補足説明をお願いいたします。  
福山委員 10番 福山です。

事務局の説明のとおりです。譲受人は農業をしているので問題ないと思  
います。

議長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、本件土地は大野字坂ノ上の田〇〇〇〇㎡です。荒木根集会場の北東側に位置します。図面番号5です。

申請土地は農振農用地内の農地であり原則として許可できませんが、一時転用で事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は農地造成です。申請地は面積及び形状の問題から稲作を行うことが出来ず、耕作放棄地となっております。耕作のしにくい田を嵩上げて畑へと改良して栗木を植樹するものです。

埋立ての事業計画は、最大〇〇m程埋立てを行います。

所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 4番 高橋です。

現地は段差が2段あり米は無理だろうと思いました。

草も刈ってありきれいに管理されてます。造成し畑にして栗の木を植えるということでした。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし  
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、本件土地は岬町井沢字西小沼の畑〇〇〇〇㎡で、岬庁舎の西側に位置します。図面番号6です。

当初計画内容、貸家住宅の建設。

変更理由、スーパーマーケットから遠く、銀行、病院の閉鎖等あり入居希望者が見込めないため、所有する貸家等の管理用資材置場とするものです。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、9番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 9番 松崎です。

県道沿いで住宅の隣接している土地になります。当初貸家住宅ということでしたが、商店街にあったスーパー、銀行が閉鎖された影響もありここに建てても仕方がないとなったようです。

土地については管理用資材置き場となったとしても他の農地に影響を与えるものではありません。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない

場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の継承を伴う計画変更承認申請について説明いたします。

番号1、本件土地は若山字花ノ木の田〇〇〇〇㎡で、西大原駅の北東に位置します。図面番号7です。

当初計画内容、太陽光発電設備の設置。

変更理由、施工会社の手続きに不備があり施工できませんでした。現在は同社の経営が不良で施工見込みが立たないため計画変更するものです。

本申請と同時に農地法第5条の許可申請がなされております。議案第5号番号4です。

承継者は太陽光発電事業者で、九十九里町ほか千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを環境保全課にて進めております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉清委員 5番 吉清です。

東側は耕作放棄地で西側は太陽光発電になっております。内容については事務局の説明のとおりです。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない

場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1、2は同一案件のため一括で説明いたします。

本件土地は松丸字三ツ枝の田〇〇〇〇㎡でお城橋の北側に位置します。

図面番号8です。

申請土地は10ha以上の農地の広がり内にある農地であることから、第1種農地に該当し原則として許可できませんが、既存施設の拡張にあたることから例外的に許可できるものであると考えます。

転用目的は駐車場用地です。

埋立等を行わず整地のみを行います。用水は設置無しで雨水は自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号3、本件土地は行川字水口の田〇〇〇〇㎡で上総中川駅の西側に位置します。図面番号は9です。

申請土地は周囲を住宅地、山林等で囲まれた小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル158枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は太陽光発電事業者で、千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

他法令の関係は、いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関

する手続きを届出済です。

番号4は議案第4号番号1と同一案件のため説明を省略いたします。

番号5、申請土地は、若山字大畑の畑〇〇〇〇㎡で、西大原駅の北に位置します。図面番号7です。

申請地は駅から300mの農地であるため、第3種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電設置用地です。太陽光パネル168枚設置し、発電出力49.5kw、全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

譲受人等それ以外は番号4と同内容です。

番号6、申請土地は岬町椎木字砂田の田、畑〇〇〇〇㎡で太東駅の北西側に位置します。図面番号は10です。

申請地は周囲を住宅地、山林等で囲まれた小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

転用用途は太陽光発電施設です。太陽光パネル140枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

譲受人は、太陽光発電事業者で、千葉県内外で数か所の発電施設の設置実績があります。権利の内容は、地上権の設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

いすみ市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱に関する手続きを届出済です。

番号7、8は同一案件のため一括で説明いたします。

本件土地は岬町和泉字辻の田、畑〇〇〇〇㎡で太東崎灯台の西側に位置します。図面番号11です。

申請土地は小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地であると考えます。

譲受人は申請地付近で宿泊施設を運営しており、一部埋立てを行い駐車場、キャンプ場、ドッグランを整備し事業を拡大する計画です。

用水は設置無し。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1、2について、8番 菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰 田 委 員 8番 菰田です。

番号1、2につきましては、現況1枚になっております。駐車場ということですが。問題ないと思います。

議 長 次に番号3について、10番 福山委員の補足説明をお願いいたします。

福 山 委 員 10番 福山です。

周りも太陽光設置稼働しており特に問題ないと思います。

議 長 次に番号4、5について、5番 吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 5番 吉清です。

番号4については議案第4号で説明したとおりです。

番号5は野菜等畑として作付けはなく管理するだけの状態です。隣接する土地は柿などを植えてある果樹園です。周辺に支障はないと思います。

議 長 次に番号6から番号8について、3番 吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉 田 委 員 3番 吉田です。

番号6は畑ですが大分前から作っていないなという感じでした。進入路も狭くて耕作しにくかったと思います。

番号7、8は隣りでキャンプ場を経営しておりドッグランと駐車場にするということです。

議 長 担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひます。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）につきましてご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

再設定で、賃借権2件、貸付者1名、借受者2名、田、2,281㎡です。

9ページをご覧ください。

新規設定で、使用賃借権1件、賃借権2件、貸付者3名、借受者3名、田、5,827㎡です。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが何かありますか。

事務局 農地の転用事実に関する照会に対する回答について、10、11ページに記載のとおり報告いたします。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議 長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和8年第1回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後3時35分)

議事録署名人

議長

委員

委員